

二国間クレジット制度の国内運用のための規程類検討会（第1回） 議事要旨

日時：平成27年7月28日（火）13時～15時
場所：経済産業省別館1階114各省庁共用会議室
出席者：有村委員、大串委員、高村委員、野村委員

議事概要

要綱全般に関して

- ・ JCMの実施と登録簿の運用が同一であれば、条項を簡素化できるのではないか。
御指摘を踏まえ検討する。
- ・ JCMの国内実施と、日本国JCM登録簿の運用について概念の整理が必要ではないか。
御指摘を踏まえ検討する。

要綱第2条（用語の定義）に関して

- ・ 「取得」が記録の増加を受けることと定義されている。19条との関係で、増加の記録がされても、取得とみなす場合とみなされない場合があるので整理が必要ではないか。
御指摘を踏まえ検討する。
- ・ 「カーボン・オフセット」は定義が必要ではないか。
御指摘を踏まえ検討する。

要綱第3条（日本国におけるJCM実施のための文書）に関して

- ・ 文書等の改正があった場合、それが遡及する可能性があるのであれば、その旨を記載すべき。
御指摘を踏まえ検討する。

要綱第6条（JCMクレジットの用途）に関して

- ・ 企業のクレジットを無効化した効果は日本国政府に帰属するのか。企業によるクレジットの無効化もしくは取消しによりどのような効果があるかによって、会計・税務上の扱いが異なるため、明確化することが望ましい。
無効化したクレジットは国の目標達成に活用される。そうしたくない場合は取り消しをすることになる。要綱6条2項1号は政府による用途、2号は企業による用途、3号はその他に政府が定める場合を想定して記載している。

要綱第7条（JCMクレジット発行の対象期間）に関して

- ・ 「新たな国際枠組みが発行するまでの間」という記載はいつまでの期間を対象とするのか不明瞭であるがこれは2020年を想定しているのか。例えば「2020年までは実施される」など、明確な期限を記載した方がよいのではないか。
該当部分の文言はこれまで相手国との間で署名等した文書から使っている。それ以降も制度が

継続されることを想定しているが、その点はまさにこれから決まるところという状況であり、この点も踏まえつつ文言について検討する。

- ・ 2項において、「結論を得る」と規定されているが、そこまでの確約はできないのではないかと努力規定とすべき。
御指摘を踏まえ検討する。

要綱第8条（日本国におけるJCM実施に係る変更、中止又は終了）に関して

- ・ 実施担当府省が法人の保有口座を廃止ができるとあるが、財産的に価値があるとするものを国が廃止する場合には、一定の補償の必要を含め責任関係を整理しておくべきではないかと。
御指摘を踏まえ検討する。

要綱第19条（善意取得）及び第20条（過誤訂正）に関して

- ・ 善意取得を発行にも適用するか否かは政策判断である。発行のみを過誤訂正の対象とし、その後の振替により善意取得が生じたら過誤訂正はできないという整理とするか、あるいは発行も移転とみなして善意取得を適用するという整理とするかがありうる。
御指摘を踏まえ検討する。
- ・ 発行段階での誤り、システム操作の誤り、悪意による操作など、想定されるケースを抽出・網羅した方がよい。
御指摘を踏まえ検討する。

規定第9条（口座の強制的な廃止）に関して

- ・ 国が民間企業に対して、一方的に不利益を甘受せよということは難しいのではないかと。強制収用と同様の考え方を適用すべきではないかと。
御指摘を踏まえ検討する。

以上